



(号外) 閣内 発行 (原稿作成 国立印刷局)

目次

○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府一〇〇)	二	○小売物価統計調査規則の一部を改正する省令(総務一〇五)	三	○特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針の一部を改正する告示(経済産業一七二)	三
〔府令・省令〕		○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(厚生労働一一七)	三	〔その他告示〕	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令(同一三)	二	○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(同一一八)	三	○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(デジタル庁一四)	二五
〔デジタル庁令・省令〕		○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業七六)	三	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(デジタル庁・総務三一)	二五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令(同一七)	三	○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境二二)	三	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報等を定める告示(同一二)	二六
		〔法規的告示〕		○令和七年総務省告示第三百二十七号の一部を訂正する件(総務三八三)	二七
		○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件(国家公安委四四)	三	○令和七年総務省告示第三百五号の一部を訂正する件(同一三八四)	二八
		○児童福祉法施行規則の規定に基づき子ども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及び子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件(子ども家庭庁・厚生労働一〇)	三	○令和七年総務省告示第三百四十八号の一部を訂正する件(同一三八五)	二九
		○特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(同一〇六)	三	○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件(同一三八六)	三〇
		○特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針の一部を改正する告示(経済産業一七二)	三	○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件(同一三八七)	三〇
		○最低賃金の改正決定に関する公示(長野労働局最低賃金公示二、滋賀同二、五、和歌山同二、島根同六、岡山同三、広島同五、七、香川同三、四、鹿児島同二)	三		
		〔官庁報告〕			
		労働			
		国家試験			
		司法書士試験合格者(法務省)	三〇四		
		通関士試験合格者(財務省)	三〇六		
		税理士試験合格者公告(国税審議会)	三〇九		
		令和七年度弁理士試験合格者(工業所有権審議会)	三一一		
		〔資料〕			
		国庫歳入歳出状況(令和七年度令和七年九月分)(財務省)	三二四		

○厚生労働省告示第百二十五号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十二号)別表4から6まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数(平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号)の一部を次の表のように改正し、令和七年十二月一日から適用する。

令和七年十一月二十八日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改 正 後							改 正 前								
別表第三							別表第三								
	都道府県	病	院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数		都道府県	病	院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
(略)							(略)								
30693	削除	削除		削除	削除	削除	削除	30693	長野	輝山会記念病院		1.0063	0.0705	0.0035	0.0000
(略)							(略)								
31379	削除	削除		削除	削除	削除	削除	31379	長崎	医療法人医理会祐添病院		1.0063	0.0329	0.0022	0.0000
(略)							(略)								

○厚生労働省告示第百二十六号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和七年十二月一日から適用する。

令和七年十一月二十八日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
別表		別表	
I (略)		I (略)	
II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格		II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格	
001~131 (略)		001~131 (略)	
132	ガイディングカテーテル	132	ガイディングカテーテル
	(1)~(4) (略)		(1)~(4) (略)
	(5) 分枝血管用		(新設)
	102,000円		
133	血管内手術用カテーテル	133	血管内手術用カテーテル
	(1) (略)		(1) (略)
	(2) 末梢血管用ステントセット		(2) 末梢血管用ステントセット
	①~③ (略)		①~③ (略)
	④ 生体吸収・再狭窄抑制型		(新設)
	259,000円		
	(3)~(23) (略)		(3)~(23) (略)
134~145	(略)	134~145	(略)
146	大動脈用ステントグラフト	146	大動脈用ステントグラフト
	(1) 腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)		(1) 腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)
	①~③ (略)		①~③ (略)
	④ 分枝血管部分連結型		(新設)
	3,820,000円		
	(2)~(6) (略)		(2)~(6) (略)

147~190 (略)

191 末梢^{しよう}血管用ステントグラフト
(1)・(2) (略)
(3) 腹部大動脈分枝血管対応型 322,000円

192~236 (略)

237 軟骨修復材 1,170,000円

III~V (略)

147~190 (略)

191 末梢^{しよう}血管用ステントグラフト
(1)・(2) (略)
(新設)

192~236 (略)
(新設)

III~V (略)

VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

品名	単位	材料価格
001 (略)		
002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S 適合品)	1 g	13,287円
003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S 適合品)	1 g	11,978円
004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g	12,073円
005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g	12,062円
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	3,802円
007~009 (略)		
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)	1 g	5,435円
011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	1 g	207円
012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	1 g	232円
013 歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g	261円
014~069 (略)		
070 3次元プリント有床義歯歯冠部用材料	1 歯	59円
071 3次元プリント有床義歯義歯床用材料	1 顎	2,026円

VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

品名	単位	材料価格
001 (略)		
002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S 適合品)	1 g	12,587円
003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S 適合品)	1 g	11,278円
004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g	11,373円
005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g	11,362円
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	3,445円
007~009 (略)		
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)	1 g	5,095円
011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	1 g	187円
012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	1 g	212円
013 歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g	250円
014~069 (略)		
(新設)		
(新設)		

VII・VIII (略)

IX 経過措置

(1) IIの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)第1条の規定による改正前の薬事法(昭和35年法律第145号)第14条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第23条の2の5第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

073 (略)	(略)	(略)
133 血管内手術用カテーテル (2) 末梢 ^{しよう} 血管用ステントセット ④ 生体吸収・再狭窄抑制型 (承認番号) 30700BZX00154000	令和7年12月1日から 令和9年11月30日まで	264,000円

VII・VIII (略)

IX 経過措置

(1) IIの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)第1条の規定による改正前の薬事法(昭和35年法律第145号)第14条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第23条の2の5第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

073 (略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)